

小坂町給水装置工事基準

(令和2年4月1日現在)

小坂町役場建設課水道班

TEL 0186-29-3911 (直通)

FAX 0186-29-5481

小坂町給水装置工事基準

(総則)	(備考)
1. この基準は、給水装置の新設・増設・改造・仮設の各工事（移設・撤去を含む）に適用します。	
(申込)	
2. 給水装置工事を施工するときは、「給水装置工事申込書」（様式第1号＝A4判）、「給水装置工事設計書（3部）」（様式第2号＝A3判）、施工図面（A3判）を提出していただきます。	給水条例 5条1項 7条1項
3. 給水管の布設距離が3m未満の増減、修理及び使用資材の一部変更のときは、前項の書類提出は不要とします。ただし、管路の変更やメーターの移設があるときは、図面だけを提出していただきます。	
(工事費)	
4. 施工単価等については、「建設物価」、「積算資料」、「土木標準単価表（労務費）」等を基準に算出していただきます。	
5. 給水装置工事の工事費は、純工事費に諸経費を加算したものとします。なお、諸経費は純工事費の18%以内とし、消費税は工事費の10%とします。	
(手数料)	
6. 給水装置工事の設計審査手数料は、工事費の5%とします。	給水条例 29条
(埋設深度)	
7. 給水管の埋設深度は、公衆用道路 90cm以上、私道 60cm以上、私有地 45cm以上を原則とします。なお、必要に応じて協議することとします。	
(管の連結)	
8. 給水管は、町の水道以外の水道管及び工業用水、井戸水、温泉水、排水管等の管並びに施設に直接連結してはなりません。	施行令 5条1項

9. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるホンプには、直接連結しないこととします。

施行令
6条1項

(管の経路)

10. 建築物の給水主配管の経路は、構造物の下を避けることとします。

省令
1条3項

11. 給水装置（配管）は、末端部が行き止まりとなっていることがなく、停滞水を生じさせることがない構造であることとします。

省令
2条2項

(口径)

12. 給水管の口径は、水の使用量に比べ著しく過大とならないこととします。

施行令
6条1項

13. 公衆用道路に布設する給水管は、 $\phi 20\text{mm}$ 以上とします。

(給水方式)

14. 水圧調整を特に必要とする箇所、一時的に多量の水を使用する箇所、断水時にもある程度の給水を維持する必要がある箇所、3階以上の建築物の場合等は、受水槽給水によることとします。

(メーター)

15. メーター口径は、水栓数が5栓までは $\phi 13\text{mm}$ 、6～10栓は $\phi 20\text{mm}$ を使用することを原則とします。水栓数が11栓以上のときやメーター口径が $\phi 25\text{mm}$ 以上のときは、協議することとします。

16. メーターは、水の使用量に応じた口径のものを、給水栓より低位にかつ水平に設置することとします。

17. メーターの設置位置は、原則として次のとおりとします。

- (1) 建築物の外でその敷地内
- (2) 給水装置の取り出し分岐部分に近い位置
- (3) 点検・交換作業が容易に行える場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設置することができる場所
- (6) 冬季でも確実に検針できる場所

<p>(逆止弁)</p> <p>18. 逆止弁は、メーターボックス内に設置することとします。なお、受水槽への逆止弁設置については、必要に応じて協議することとします。</p>	<p>施行令 6条1項</p>
<p>(止水栓)</p> <p>19. メーター手前に開閉防止止水栓、メーター以降に逆止弁を設置することとします。</p> <p>20. 開閉防止止水栓、メーター、逆止弁は、同一のメーターボックス内に格納設置することとします。</p> <p>21. φ25mm以上の給水管や、給水管布設距離が50mを超えるときは、敷地内1.5mを標準に止水栓等（ボール式止水栓や制水弁）を設置することとします。</p>	
<p>(水圧試験)</p> <p>22. 水圧試験は、1.75Mpaの静水圧を1分間以上加えて行うこととします。</p>	<p>省令 1条1項</p>
<p>(分水位置)</p> <p>23. 配水管から分水・分岐する場合は、他の分水栓等から30cm以上、管端から50cm以上離して分水栓等を設置することとします。</p>	<p>施行令 6条1項</p>
<p>(穿孔)</p> <p>24. サドル付分水栓は配水管に対して垂直に、弁付T字管は配水管に対して水平に設置して穿孔することを原則とします。</p> <p>25. 穿孔するときは、立ち会いを原則としますので、事前に建設課水道班へ連絡することとします。</p>	
<p>(検査)</p> <p>26. 完成検査は、「給水装置工事確認報告書」（様式第3号＝A4判）、「給水装置工事設計書（精算）」（様式第2号＝A3判）、施工（精算）図面（A3判）の提出があった後に行うこととします。</p>	<p>法 17条1項 25条の10</p>
<p>(修繕)</p> <p>27. 水道使用者等が、善良な管理者の注意義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とします。</p>	<p>給水条例 20条3項</p>

28. 分水栓等からメーターまでの部分において、前項の管理義務を怠ったとは言えない場合に限り、修繕に要した経費を町に請求できることとします。

29. 修繕経費を町に請求するときは、「水道修繕工事見積及び請求書」（様式第 11 号＝A 4 判）を修繕完了後速やかに提出することとします。なお、配管経路等に変更があった場合は、施工図面を添付することとします。

30. 漏水修繕後は、速やかに漏水原因・修繕状況等を町水道担当へ連絡することとします。

31. メーター以降の部分における漏水修繕で、使用水量の認定が必要と思われるときは、「給水装置漏水修繕報告書」（様式第 12 号＝A 4 判）を修繕完了後速やかに提出することとします。

給水条例
26条1号

32. シモク破損や止水栓不良の修繕のときは、すべてガイド付袋ナットを使用することとします。

33. 側溝工事に伴い配管経路を変更するときは、側溝側面から 30 cm 以上離すこととします。

34. 労務費は時間計算、消耗品は労務費の 3 % 以内とします。運搬費は、町部 1,000 円以内、十和田湖 2,000 円以内とします。

（材料等）

35. 給水装置及び材料は、すべて法令に規定された基準を満たしたものを使用することとします。

施行令
6条1項

36. メーターボックスは、ふた裏防寒材付きのものを使用することとします。

37. 埋設するときは、別紙標準断面図により行うことを原則とします。

38. 公衆用道路では、路盤直下に埋設シートを入れることとします。

（その他）

39. この基準に記載のない事項については、協議の上で定めます。

40. 精算書類提出は、完了後1週間以内とします。(遅れるとお客様に迷惑となります)
41. 修繕の請求書は、完了後1週間以内とします。(遅れすぎると無料扱いとなります)
42. 提出後の書類は、決裁可否を町水道担当へ確認の上で、1週間後に持ち帰ることとします。
43. メーター出庫は、2日前までに町水道担当へ連絡をすることとします。
44. 不凍栓のハンドルは、「赤から黒」に取り替えることとします。
45. 施工図面は、管種別に色付けすることとします。

(付記)

46. この基準は、平成11年4月1日から運用します。
 - 平成12年3月1日一部改正 (埋設深度・標準断面図の変更)
 - 平成13年3月1日一部改正 (水量認定関連「漏水修繕報告書」の追加)
 - 平成15年4月1日一部改正 (給水条例及び施行規則の制定に伴うもの)
 - 令和2年4月1日一部改正 (消費税改正及び厚生労働省令改正に伴うもの)